

令和3年度 まちづくり基金事業費補助金(中心市街地多目的トイレ設置)について

市内の施工業者を利用して、中心市街地に多目的トイレを設置される場合にその費用の一部を補助金として交付します。

《補助の対象となる要件》

補助対象者	<p>(対象業種)</p> <p>「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「娯楽業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」</p> <p>※風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く</p> <p>(対象要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税(法人税)を完納していること ・自ら営業すること
補助の対象となる物件	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内(約67ha)にある営業(予定)用の店舗(賃貸物件可。但し、賃貸借契約を締結し、店舗所有者の承諾がある物件に限る。) <p>※市内店舗の移転は、都市機能誘導区域外から区域内の移転のみ対象</p>
補助金額	補助対象工事に要する費用の2分の1に相当する額(上限100万円)
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの設置にかかる工事費 ※多目的トイレの要件：車いす使用者、高齢者に対応する設備を備えるもの ※詳しくは市産業振興課までお問い合わせください。 ・市内の施工業者(中小企業者)が請負う工事 ・補助対象工事費が2万円(税抜)以上の工事
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書等(収支計画、工事概要、誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書) ・見積書 ・施工前写真 ・事業実施場所の見取図(レイアウト) ・賃貸物件の場合：賃貸借契約書の写し及び承諾書 ・業種の確認できる書類(開業届、確定申告書、許認可証等) ・法人の場合：履歴事項全部証明書 ・滞納のない証明書 ・創業計画書 ・経営指導報告書 ・その他市長が必要と認める書類 <p>[新規創業者である場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業塾修了証(新規創業者)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交付決定前に着工した工事は対象となりません</u> ・補助を受けようとする物件について、開設や改修工事における補助金を受けていないこと(過去交付分を含む) ・チェーン店・フランチャイズ店においては、本部から改修費用の補助がないこと

※詳細については大牟田市ホームページでご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田市産業振興課 商業・サービス業支援担当
TEL.0944-41-2762 FAX.0944-41-2751 ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>